

第70回全国博物館大会  
全国博物館フォーラム「地域の視点から考える博物館政策」

# 博物館法改正と これからの博物館

令和4年11月16日

文化庁

博物館振興室長 井上卓己

(代理)博物館支援調査官 中尾 智行



# 「博物館法の一部を改正する法律」 (令和4年法律第24号)

令和4年4月15日公布  
令和5年4月1日施行

## 1951年12月 博物館法公布（保護・助成に値する博物館の選別）

1955年7月 博物館法改正（人文系学芸員、自然系学芸員の統合、博物館相当施設の規定を追加）

### 以後、約20次の法改正（周辺法の改正によるハネ改正）

2007年6月 「新しい時代の博物館制度の在り方について」（これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議）

→ 博物館登録制度の見直し（実質的な活動内容の審査、設置者要件の撤廃等）を提言

2008年6月 社会教育法等の改正（教育基本法の改正を踏まえた既定の整備等）

→ 参・文教科学委員会 附帯決議（登録制度の見直しに向けた検討等）

\*\*\*\*\*

## 2018年6月 文部科学省設置法改正 → 博物館に関する事務を文部科学省から文化庁に移管

2019年6月 分権一括法 → 博物館の所管を教育委員会から地方公共団体の長とすることが可能に

※2019年9月 ICOM京都大会で博物館の新定義案が議論（採択延期）

※2022年8月 ICOMプラ八大会で博物館の新定義案が採択

 制定以来、約70年を経た博物館法の現代化が求められている。  
博物館の文化行政上の位置づけ、将来の振興のため、登録制度の見直しが求められている。

## 2017年文化芸術基本法※文化芸術振興基本法の一部を改正する法律（平成29年法律第73号）

文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、文化芸術そのものの振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他関連分野における施策を本法の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用しようとするもの。

## 2018年文化財保護法等の改正※文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成30年法律第42号）

これまで価値付けが明確でなかった未指定を含めた有形・無形の文化財をまちづくりに活かしつつ、文化財継承の担い手を確保し、地域社会総がかりで取り組んでいくことのできる体制づくりを整備するため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図るもの。

## 2020年文化観光推進法※文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（令和2年法律第18号）

文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光を推進するため、主務大臣が定める基本方針に基づく拠点計画及び地域計画の認定や、当該認定を受けた計画に基づく事業に対する特別の措置等について規定。

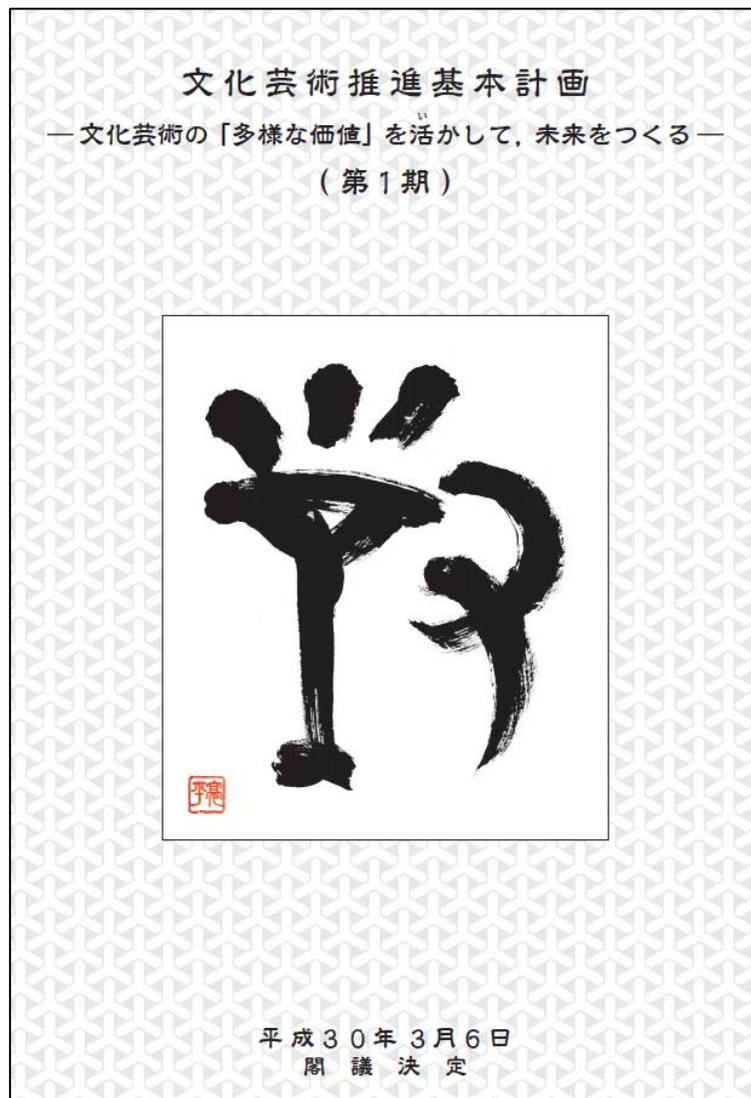
## 2021年文化財保護法等の改正※文化財保護法の一部を改正する法律案

社会の変化に対応した文化財保護の制度の整備を図るため、無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度を創設し、幅広く文化財の裾野を広げて保存・活用を図るとともに、地方公共団体による文化財の登録制度等について規定。



地域の文化芸術活動のハブとなり得る博物館が、その基本的活動を充実させつつ、様々な現代的課題にも対応していくことへの期待がますます高まっている。

# 文化芸術推進基本計画(第1期)(H30年3月閣議決定。R4まで)



○美術館、博物館、図書館等は、文化芸術の保存・継承、創造、交流、発信の拠点のみならず、**地域の生涯学習活動、国際交流活動、ボランティア活動や観光等の拠点**など幅広い役割を有している。また、教育機関・福祉機関・医療機関等の関係団体と連携して様々な**社会的課題を解決する場**としてその役割を果たすことが求められている。

○学芸員については、美術館、博物館が**社会包摂や地域創生の礎となる**ことが求められている近年において、作品や資料の収集、調査研究、展示企画の更なる充実や、適切に保存し、取り扱うための専門性の向上に加え、教育普及活動の更なる充実や**地域振興、観光振興等への対応も**求められている。このように美術館、博物館が求められている**新たな役割**に対応するために、専門人材を適切に配置することが重要である。

## 現状・課題

### 【現状】

#### ● 博物館法（1951年制定、制定から約70年）

- ・社会教育施設として、資料の  
①収集・保管 ②展示・教育 ③調査・研究  
を行う機関
- ・博物館の基本的な役割・機能を確保するため、博物館の登録・相当施設の指定を制度化
- ・学芸員等の専門的職員の人材養成を推進

（登録博物館のメリット）

- 固定資産税や事業所税等の非課税措置等の税制上の優遇が適用
- 特別交付税の申請が可能
- 登録美術品制度に基づく美術品の公開が可能
- 美術品補償制度の利用が可能
- 希少野生動物種の個体の譲渡し等が可能

### 【課題】

#### ● 設置形態の多様化

- ・約200館（1951年）  
→ 約5,700館（2018年時点）  
※約70年で30倍に増加
- ・地方独立行政法人立（2013年）、会社立など設置形態が一層多様化

#### ● 博物館に求められる役割・機能の多様化・高度化

- ・デジタル技術等を活用した新しい鑑賞・体験モデルの構築
- ・まちづくり・国際交流、観光・産業、福祉等の関連機関との連携（文化芸術基本法）
- ・文化観光拠点施設、地域文化財の計画的な保存・活用（文化観光推進法、文化財保護法）

## 背景

2017年  
文化芸術基本法  
・文化芸術の範囲を拡大し、まちづくり・国際交流、観光・産業、福祉等との連携を範疇に

2018年  
文科省設置法の一部改正  
・博物館行政を文化庁が一括して所管

2019年  
ICOM京都大会  
・「文化をつなぐミュージアム」として、博物館を文化観光、まちづくり、社会包摂など社会的・地域的課題と向き合うための場として位置づけ

## 主な改正内容

### 1. 法律の目的及び博物館の事業の見直し

- ・目的に文化芸術基本法の本質に基づくことを追加
- ・博物館資料のデジタル・アーカイブ化を追加
- ・他の博物館との連携、地域の多様な主体との連携・協力による文化観光など地域の活力の向上への寄与を努力義務化

### 2. 博物館登録制度の見直し

- ・地方公共団体、社団法人・財団法人等に限定していた設置者要件を法人類型にかかわらず登録できるように改め、地方独立行政法人立、会社立などの登録も可能に
- ・資料の収集・保管・展示及び調査研究を行う体制等の基準に適合するかを審査
- ・都道府県等教育委員会による学識経験者の意見聴取、運営状況の定期報告、報告徴収・勧告など登録審査の手続き等の見直し

### 3. その他の規定の整備

- ・学芸員補の資格要件を、短期大学士を有する者で、博物館に関する科目の単位を修得した者等に
- ・国・都道府県教育委員会による研修の対象に、学芸員以外の者も含める
- ・博物館に相当する施設として指定された施設（指定施設）の他の博物館等との連携等を努力義務化
- ・令和5年4月1日施行（既に登録されている博物館は施行から5年間は登録博物館等とみなす経過措置等）

# 博物館法における登録・相当施設の指定等について

	登録博物館	博物館相当施設	博物館類似施設
登録要件 (設置主体)	地方公共団体（教育委員会所管のもの） 一般社団・財団法人（公益社団・財団法人）等	制限なし	法律上の位置付けなし (社会教育調査上の分類)
登録要件 (その他)	館長・学芸員の必置 年間150日以上の開館 等	学芸員相当職員の必置 年間100日以上の開館 等	
館数	914 (15.9%)	372 (6.5%)	4,452 (77.6%)
国（独法）	-	30	198
地方公共団体	606	179	3,542
民間	308	163	712
主なメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>○固定資産税等の非課税措置等の税制上の優遇が適用（設置主体の限定あり）</li> <li>○特別交付税の申請が可能（市町村のみ）</li> <li>○登録美術品制度に基づく美術品の公開が可能</li> <li>○美術品補償制度の利用が可能</li> <li>○希少野生動物種の個体の譲渡し等が可能</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>	<p>(措置無し)</p> <p>(措置無し)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○登録美術品制度に基づく美術品の公開が可能</li> <li>○美術品補償制度の利用</li> <li>○希少野生動物種の個体の譲渡し等が可能</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>	<p>※ 左記のメリットが美術館、動物園、水族館等に多いため、上記の6割が歴史博物館（歴史、郷土、民俗等）である。</p>

## 登録博物館

定義：博物館法に基づき都道府県・指定都市から登録を受けた博物館

設置者：あらゆる法人（国と独法を除く）

要件：①資料の収集・保管・展示・調査研究の体制が基準に適合すること

②学芸員その他の職員の配置が基準に適合すること

③施設・設備が基準に適合すること ④年間150日以上開館すること

設置者は定期的に都道府県・指定都市に報告

登録の際はインターネットで公表

## 指定施設 (博物館相当施設)

定義：博物館法に基づき都道府県・指定都市又は国から指定を受けた施設

設置者：限定なし（国又は独法が設置するものは国が指定）

要件：登録に準じた要件を検討中

定期的な報告の在り方も検討中

指定の際はインターネットで公表

## 登録・指定外 の施設 (博物館類似施設)

定義：博物館法に基づく登録も指定も受けていないが博物館に類する活動を行う施設

設置者：限定なし

要件：なし

法的な位置づけがある  
活動・体制を充実して登録を目指す流れ  
法的な位置づけが無い

# I 法律の目的及び博物館の事業の見直し

- 博物館法の目的について、社会教育法に加えて文化芸術基本法の精神に基づくことを定める。【第1条】
- 博物館の事業に博物館資料のデジタル・アーカイブ化とその公開、学芸員その他の博物館人材の養成及び研修を追加するとともに、他の博物館等と連携すること、及び地域の多様な主体との連携・協力による文化観光その他の活動を図り地域の活力の向上に取り組むことを努力義務とする。【第3条】

## 現 行

### (この法律の目的)

第一条 この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基き、博物館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。

### (博物館の事業)

第三条 博物館は、前条第一項に規定する目的を達成するため、おおむね次に掲げる事業を行う。

一・二 (略)

### (新設)

三～九 (略)

十 他の博物館、博物館と同一の目的を有する国の施設等と緊密に連絡し、協力し、刊行物及び情報の交換、博物館資料の相互貸借等を行うこと。

### (新設)

十二 (略)

2 博物館は、その事業を行うに当つては、土地の事情を考慮し、国民の実生活の向上に資し、更に学校教育を援助し得るようにも留意しなければならない。

## 改正法

### (目的)

第一条 この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）及び文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）の精神に基づき、博物館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。

### (博物館の事業)

第三条 博物館は、前条第一項に規定する目的を達成するため、おおむね次に掲げる事業を行う。

一・二 (略)

三 博物館資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること。

四～十 (略)

(削る)

十一 学芸員その他の博物館の事業に従事する人材の養成及び研修を行うこと。

十二 (略)

2 博物館は、前項各号に掲げる事業の充実を図るため、他の博物館、第三十一条第二項に規定する指定施設その他これらに類する施設との間において、資料の相互貸借、職員の交流、刊行物及び情報の交換その他の活動を通じ、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

3 博物館は、第一項各号に掲げる事業の成果を活用するとともに、地方公共団体、学校、社会教育施設その他の関係機関及び民間団体と相互に連携を図りながら協力し、当該博物館が所在する地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光（有形又は無形の文化的所産その他の文化に関する資源（以下この項において「文化資源」という。）の観覧、文化資源に関する体験活動その他の活動を通じて文化についての理解を深めることを目的とする観光をいう。）その他の活動の推進を図り、もつて地域の活力の向上に寄与するよう努めるものとする。



# 公布通知における留意事項(第1・3条関係)

1. 改正後の博物館法第1条（以下、単に条項のみを示す場合は、改正後の博物館法の条項を指すものとする。）に定める法の目的について、文化芸術基本法に基づくことを規定した趣旨は、博物館が、その事業を通じて文化の振興を図り、もって心豊かな国民生活や活力ある社会の実現に寄与する施設であることを明確にする点にあり、**博物館には、社会教育施設と文化施設との双方の役割を併せ持つ施設として活動することが求められる**こと。

3. 第3条第1項第3号に定める博物館の事業としての「博物館資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること」については、**デジタル技術を活用した博物館資料のデジタル・アーカイブ化とその管理及びインターネットを通じたデジタル・アーカイブの公開、インターネットを通じた情報提供と教育や広報、交流活動の実施や展示・鑑賞体験の提供のために資料をデジタル化する取組**を含むこと。

## 061 末松信介（文部科学大臣）

この答弁書には書いていないんですけども、オリンピックが契機というのは、私もやはり、このオリパラ、共生社会というものが一つあると思うんですね。

もう一つは、やはり、デジタルによってかなり、紙でもやはり焼けてきますから、せっかくの技術が出てきましたので、それをやはりアーカイブ化するには、データとして取り込んで複製化しておくことも大事な、**我々、今を生きる人間の使命**だというように思っております。

6. 第3条第2項において、博物館が他の博物館等と相互に連携を図りながら協力するよう努めることとし、また、第3条第3項において、博物館が地域の多様な主体と相互に連携を図りながら協力し、もって地域の活力の向上に寄与するよう努めるとしているのは、**令和元年に行われた国際博物館会議が採択した「文化をつなぐミュージアム」の理念を踏まえた規定**であり、各博物館がこれらの連携・協力を通じて、多様な地域的課題・社会的課題への対応に取り組み、もって地域の活力の向上に寄与することを期待するものであること。

7. 第3条第3項において「地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光その他の活動の推進を図り、もって地域の活力の向上に寄与するよう努めるものとする」と規定するうちの

- ① 「その他の活動」には、**まちづくり、福祉分野における取組、地元の産業の振興、国際交流等の多様な活動を含み、**
- ② 「地域の活力の向上」には、地域のまちづくりや産業の活性化に加え、コミュニティの衰退や孤立化等の社会包摂に係る課題、人口減少・過疎化・高齢化、環境問題等の**地域が抱える様々な課題を解決することを含む**こと。

# 文化観光推進法の施行(令和2年5月)

## 文化観光拠点施設を中核とした 地域における文化観光の推進に関する法律の概要

### 趣旨

文化・観光の振興、地域の活性化には、文化についての理解を深める機会の拡大及びこれによる国内外からの観光旅客の来訪促進が重要であり、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されることを契機に、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光を推進するため、主務大臣（文部科学大臣・国土交通大臣）による基本方針の策定、拠点計画・地域計画の認定、これらの計画に基づく事業に対する特別の措置等を講ずる。

### 概要

#### 1. 「文化観光」「文化観光拠点施設」の定義 【第2条】

**文化観光**：文化資源の観覧等を通じて文化についての理解を深めることを目的とする観光

**文化観光拠点施設**：以下を満たし、地域における文化観光の推進の拠点となるもの

- ① 文化資源の保存及び活用を行う施設（文化資源保存活用施設※1）のうち、
- ② 観光旅客が文化についての理解を深めることに資するよう解説・紹介をするとともに、
- ③ 文化観光の推進に関する事業を行う者（文化観光推進事業者※2）と連携するもの

- ※1 博物館、美術館、社寺、城郭等  
※2 観光地域づくり法人（DMO）、観光協会、旅行会社等

#### 2. 主務大臣による基本方針の策定 【第3条】

意義・目標、事業・計画認定や関係施策との連携に関する基本的事項 等

# 文化観光の推進に関する基本方針

## 「文化観光の推進の意義」

文化資源の保存・修復などを適切に進めていくことを大前提として、多くの人々に文化資源の魅力を伝えることは、文化の保存・継承の意義の理解につながり、新たな文化の創造・発展につながるものである。

文化の振興を起点として、経済の牽引や国際相互理解の増進につながる観光の振興を図り、さらには、人の往来や購買・宿泊等の消費活動の拡大などを通じた地域の活性化を実現することで、新しい文化の創造も含めた文化の振興に再投資される好循環が創出される。

# 文化

## 文化資源の保存・活用

- ▶ 保存、修復、防災
- ▶ 体系的収集・調査研究による価値の顕在化・発信
- ▶ 専門人材の確保・育成

## 地域経済の活性化

- ▶ 人の往来・消費活動の拡大
- ▶ 地域ブランドの向上
- ▶ 企業等からの寄付

地域における文化観光拠点施設を  
中核とした文化観光の推進

[文化資源の価値の顕在化・発信  
来訪者の増加、経済効果]

文化・観光・経済の好循環

# 経済

# 観光

## 魅力向上・来訪者の増加

- ▶ コレクションの充実・魅力向上
- ▶ 観覧者目線での分かりやすい展示、多言語化、国内外への積極的発信
- ▶ 地域における文化観光推進事業者との連携
- ▶ 地域ぐるみの交通アクセスなど利便性向上

# II 博物館登録制度の見直し②（登録要件の見直し）

- 地方公共団体、一般社団法人・財団法人等に限定していた博物館の設置者要件を改め、法人類型にかかわらず登録できることとするとともに【第2条】、設置者が博物館運営に必要な経済的基礎を有すること、社会的信望を有すること等を要件として定める。【第13条第1項第1号】
- 登録の審査に当たっては博物館資料の収集・保管・展示及び調査研究を行う体制等の基準に適合するかを審査することとし【第13条第1項第3～5号】、基準の詳細は文部科学省令を参酌して都道府県等教育委員会が定めることとする。【第13条第2項】

## 現 行

### （登録要件の審査）

第十二条 都道府県の教育委員会は、前条の規定による登録の申請があつた場合においては、当該申請に係る博物館が左に掲げる要件を備えているかどうかを審査し、備えていると認めるときは、同条第一項各号に掲げる事項及び登録の年月日を博物館登録原簿に登録するとともに登録した旨を当該登録申請者に通知し、備えていないと認めるときは、登録しない旨をその理由を附記した書面で当該登録申請者に通知しなければならない。

- 一 第二条第一項に規定する目的を達成するために必要な博物館資料があること。
- 二 第二条第一項に規定する目的を達成するために必要な学芸員その他の職員を有すること。
- 三 第二条第一項に規定する目的を達成するために必要な建物及び土地があること。
- 四 一年を通じて百五十日以上開館すること。



## 改正法

### （登録の審査）

第十三条 都道府県の教育委員会は、登録の申請に係る博物館が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該博物館の登録をしなければならない。

二 当該申請に係る博物館の設置者が次のイ又はロに掲げる法人のいずれかに該当すること。

イ 地方公共団体又は地方独立行政法人

ロ 次に掲げる要件のいずれにも該当する法人（イに掲げる法人並びに国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第三十一条第一項及び第六項において同じ。）を除く。）

- (1) 博物館を運営するために必要な経済的基礎を有すること。
- (2) 当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が博物館を運営するために必要な知識又は経験を有すること。
- (3) 当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が社会的信望を有すること。

二 当該申請に係る博物館の設置者が、第十九条第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者でないこと。

三 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであること。

四 学芸員その他の職員の配置が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであること。

五 施設及び設備が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであること。

六 一年を通じて百五十日以上開館すること。

2 都道府県の教育委員会が前項第三号から第五号までの基準を定めるに当たっては、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

## (1) 博物館の登録基準について

- ・ 博物館部会（第1回）における議論を踏まえ、各教育委員会が博物館の登録基準を定めるに当たり参酌すべき基準の主な要素として、以下のとおり整理している。
- ・ 必ずしも定量的な基準ではなく、各館の規模や扱う資料の性質等に応じて審査を行うことを前提とした上で、各館が備えるべき要素を示している。各教育委員会において、これを参酌して教育委員会規則等に基本的な基準を定めていただくことを想定。
- ・ なお、各都道府県の教育委員会が定める審査基準は、必ずしも教育委員会規則の形式によって全て定めることまでを求めるものではない。

## (博物館資料の収集・保管・展示・調査研究に係る体制)

○以下を実現するための体制が確保されていること

- ・ 博物館の運営に関する基本的な方針を定めていること
- ・ 博物館の運営に関する基本的な方針に則り、公益に資するよう運営を行うこと
- ・ 資料の収集・管理の方針を定めていること
- ・ 自ら定めた資料の収集・管理の方針に従った体系的な資料収集等を行うこと
- ・ 資料の目録を作成し、資料の情報を適切に管理・活用すること
- ・ 資料の展示を公衆に対して行うこと
- ・ 資料に関する調査研究を行い、その成果を博物館の利用者に還元すること
- ・ 資料を用いた学習機会の提供などの教育活動を行うこと

**(学芸員その他の職員の配置)**

○以下を実現するための職員配置を行うこと

- ・ 館長が博物館運営の基本的な方針に基づき、適切なマネジメントを行うこと
- ・ 館の性質や扱う資料等に応じた専門性を有する学芸員を配置すること
- ・ 博物館運営の基本的な方針に基づく業務遂行に必要な職員を配置すること
- ・ 職員に対する研修の実施や、職員の研修への参加機会を確保すること

**(施設及び設備)**

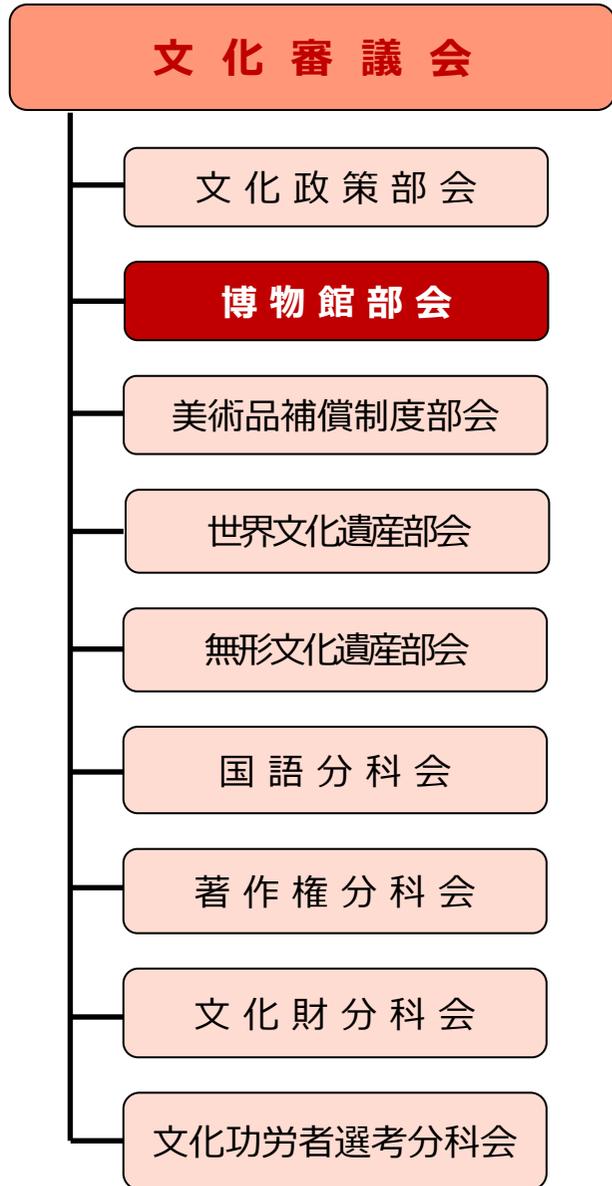
○以下を実現するための施設及び設備を有すること

- ・ 博物館資料の収集や保管等を、安定的・継続的に行うこと
- ・ 防災・防犯の観点から必要な配慮がなされること
- ・ 高齢者や障害者、傷病者など多様な来館者に対する配慮がなされること

# 博物館政策

議論された「これからの博物館」

- 2019年11月、文化審議会に博物館部会を設置し、博物館の制度と運営に関する幅広い課題について検討を開始。
- これまでに計16回の審議を行い、博物館制度に関する論点の整理から、地方博物館への支援、学芸員養成制度の現状と課題、ポストコロナの時代における博物館振興の在り方等について審議。



## ○ これまでの議論の経過

2019年 度	第1期	第1回	11月8日	総論	博物館制度に関する検討の論点
	第2期	第2回	12月9日	地方博物館	地方博物館への支援、博物館に関する法律の俯瞰 地方博物館の現状
		第3回	1月17日	学芸員制度①	学芸員養成制度の現状と課題
2020年 度	第2期	第1回	6月26日	コロナ禍における博物館の現状や対策	コロナ禍における博物館の現状や対策について情報共有・報告
		第2回	7月28日	今後の博物館の在り方、博物館振興方策の方向性	ポストコロナの時代における博物館振興の在り方について 次年度予算に向けた議論
		第3回	9月3日	学芸員制度②	学芸員等に対する研修の現状と課題
		第4回	11月5日	学芸員制度③	博物館に求められる現代的課題とその実行体制について
		第5回	1月13日	今後の博物館の在り方、博物館振興方策の方向性	博物館の現代的課題に対応した法制度のあり方について
		第6回	1月21日	法制度の在り方WGの設置	
		第7回	3月24日	WG中間報告	
2021年度	第3期	第1回	5月28日	博物館制度の在り方中間とりまとめ	博物館の目的・定義
			→7月30日	審議経過報告セット	
		第2回	9月21日	答申に向けた議論	博物館登録制度の在り方
2022年度	第4期	第3回	12月8日	答申に向けた議論	
			→12月20日	文化審議会総会にて答申	
		第1回	5月20日	博物館登録制度	博物館登録基準の策定に向けた基本的な考え方
		第2回	6月28日	デジタルアーカイブ、登録のインセンティブ	博物館資料のデジタルアーカイブ化、博物館の登録・指定に関するインセンティブ
		第3回	7月29日	学芸員制度	学芸員の養成・研修の在り方

## ○ 委員名簿 ※令和3年4月現在。◎部会長、○部会長代理

出光 佐千子 (青山学院大学比較芸術学科准教授、出光美術館長)	◎島谷 弘幸 (九州国立博物館館長)
太下 義之 (文化政策研究者、同志社大学教授)	橋本 麻里 (永青文庫副館長)
小林 真理 (東京大学教授)	○浜田 弘明 (桜美林大学教授/全日本博物館学会副会長)
佐々木 秀彦 (アーツカウンシル東京企画部企画課長 (東京都歴史文化財団本部))	原 眞麻子 (東京都教育庁地域教育支援部管理課課長代理 (文化財調査担当))
	半田 昌之 (日本博物館協会専務理事)

- これまでの博物館部会における議論を踏まえ、博物館に関する法制度の在り方について具体的な検討を集中的に行うため、2021年1月、博物館部会の下に「法制度の在り方に関するワーキンググループ」を設置。

## ○ 趣旨

博物館を取り巻く環境と社会からの要請が変化する中で、「登録」制度をはじめとする博物館法を改正する必要性が各所で指摘されている。

博物館法制度の在り方について具体的な検討を集中的に行うため、博物館部会の下に「法制度の在り方に関するワーキンググループ」を設置することとする。

## ○ 調査審議事項

- (1) 博物館の定義と使命について
- (2) 登録制度について
- (3) 学芸員資格制度について
- (4) 登録制度と連動した博物館振興策について
- (5) その他

## ○ これまでの議論の経過

- 第1回 2月 9日 (火) 15:00～17:00 制度の方向性と主要な論点①
- 第2回 2月 24日 (水) 10:00～12:00 制度の方向性と主要な論点②
- 第3回 3月 5日 (金) 14:00～16:00 制度の方向性と主要な論点③  
➔ 3月 24日 (水) 博物館部会へ中間報告
- 第4回 4月 13日 (水) 10:00～12:00 制度の方向性と主要な論点④
- 第5回 5月 14日 (金) 10:00～12:00 制度の方向性と主要な論点⑤
- 第6回 8月 5日 (木) 10:00～12:00 関係団体ヒアリング①  
(全国美術館会議、日本動物園水族館協会、日本水族館協会、日本植物園協会、日本プラネタリウム協議会、全国歴史民俗系博物館協議会)
- 第7回 8月 11日 (水) 10:00～12:00 関係団体ヒアリング②  
(全国科学博物館協議会、全国科学館連携協議会、日本公開天文台協会、全国昆虫施設連絡協議会、全国文学館協議会、日本博物館協会)
- 第8回 9月 7日 (火) 15:00～17:00 制度の方向性と主要な論点⑥
- 第9回 9月 30日 (木) 10:00～12:00 制度の方向性と主な論点⑦
- 第10回 11月 11日 (木) 10:00～12:00 審議のとりまとめ①
- 第11回 11月 30日 (火) 10:00～12:00 審議のとりまとめ②

## ○ 委員名簿 ◎座長、○副座長

- 青木 豊 (國學院大學教授)
- 内田 剛史 (早稲田システム開発)
- 小林 真理 (東京大学教授)
- 佐久間 大輔 (大阪市立自然史博物館学芸課長)
- 佐々木 秀彦 (東京都歴史文化財団事務局企画担当課長)
- 竹迫 祐子 ((公財)岩崎千尋記念事業団事務局長/ちひろ美術館主席学芸員)
- 塩瀬 隆之 (京都大学総合博物館准教授)
- ◎浜田 弘明 (桜美林大学教授, 全日本博物館学会副会長)
- 原 眞麻子 (東京都教育庁地域教育支援部管理課課長代理)
- 半田 昌之 (日本博物館協会専務理事)

# これからの博物館

## ① 資料の収集・保存と文化の継承（「守り、受け継ぐ」）

博物館は、自然と人類に関する有形・無形の遺産を、関連する事項を含めて地域や社会から資料として収集し、損失のリスクから確実に守るとともに、調査研究によって資料の価値を高め、未来へと継承する。

## ② 資料の展示、情報の発信と文化の共有（「わかち合う」）

博物館は、資料を系統的に展示し、デジタル化し、来場者のみならず広く情報を発信することにより、共感と共通理解を醸成するなど人びとと文化を共有する。

## ③ 多世代への学びの提供（「育む」）

博物館は、生涯学習・社会教育の拠点として、多世代の人びとへの学びの機会を提供し、現在と未来に生きる世代を育む。

## ④ 社会や地域の課題への対応（「つなぐ、向き合う」）

博物館は、幅広い文化芸術活動をはじめ、まちづくりや福祉、国際交流、観光、産業、環境などの関連団体、関係者をつながりながら、社会や地域における様々な課題に向き合い、解決に取り組むことにより、持続可能な地球環境の維持、創造的で活力ある地域社会づくり、人びとの健康で心豊かな生活に貢献する。

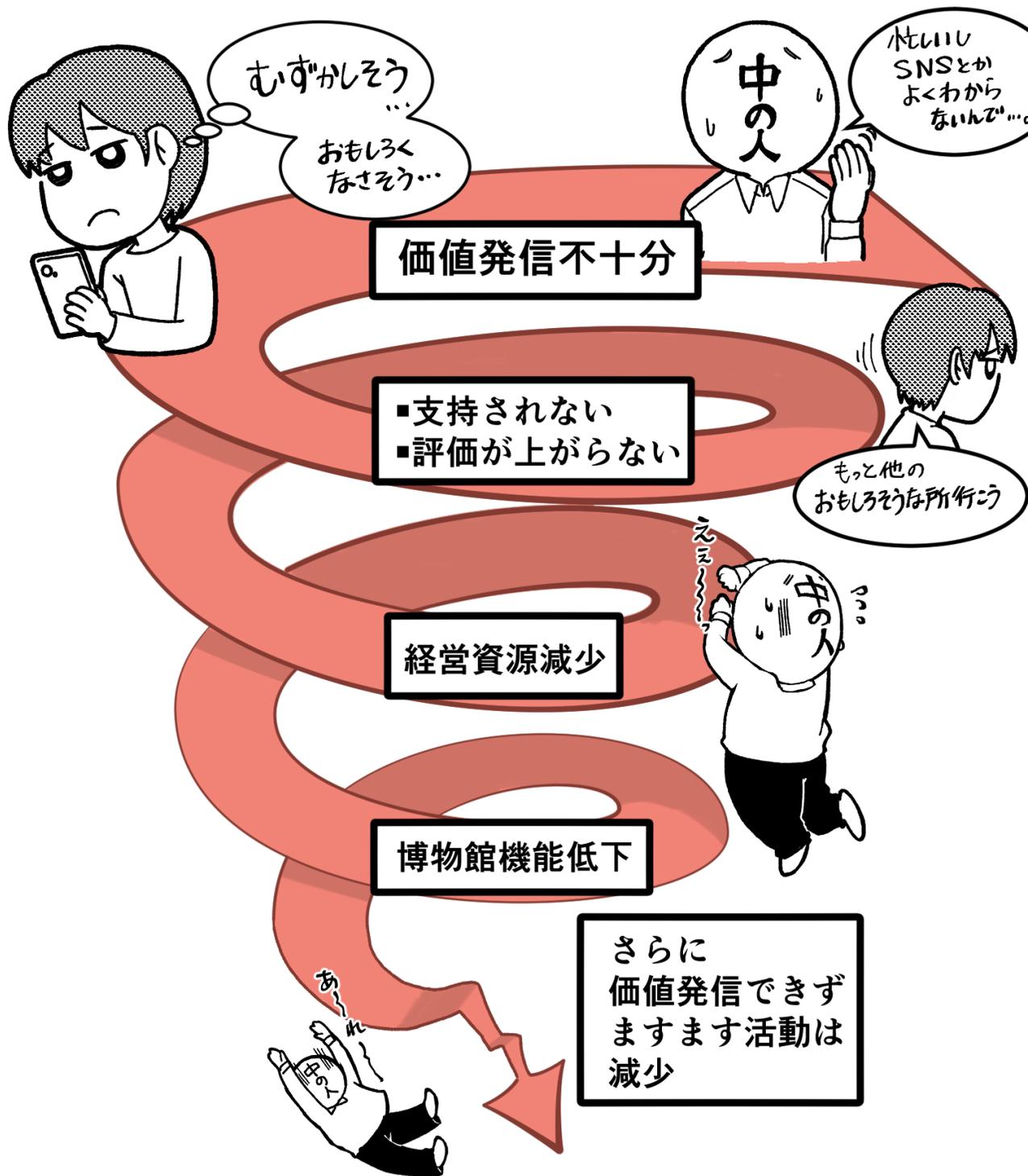
## ⑤ 専門的人材の確保、持続可能な活動と経営の改善向上（「営む」）

博物館は、博物館を取り巻く幅広い業務に従事する様々な専門的人材を確保するとともに、物的、財源的な基盤を確保し、安定した経営を行うことによって持続して公益の増進を図る。また、使命の達成をめざし、評価・検証することにより、その活動と経営を改善し、価値を最大化させる。

## これからの博物館

これからの博物館においては、資料収集・保管、調査研究、教育普及、展示・公開という従来からの使命を果たしつつ、これからの時代に必要とされる機能も発揮していくことにより、博物館が国民生活にとって身近で欠かせないものとなり、その文化芸術の価値や生物環境の保全に対して国・地方公共団体や産業界、個人等が支援・投資し、更なる人材・資金・施設等の経営基盤が充実されていくという、**博物館の価値を高めるための好循環**が形成されることが重要である。

博物館が、このような新しい「博物館」に求められる役割・機能を果たし、好循環を形成していくためには、それぞれの館が**自らの役割・機能を認識・確認**しながら、その**活動と経営を継続的に改善・向上**し続ける必要がある。



常設展示のリニューアルを実施した館：27.7%  
 解説ツアー、ギャラリートークの実施：59.0%  
 実技・対話等を伴う体験型の活動を実施：52.5%  
 学校への資料や図書の貸し出し：25.2%  
 館内の端末やHPを使った資料画像の公開：24.8%  
 SNSを使った広報：52.8%  
 ユニークメニューの実施：13.0%  
 観光客の利用を促す取組：50.0%

1年間で文化芸術の鑑賞活動をまったく・ほとんどしていない人：46.1%  
 ※鑑賞活動をしたことのある人の中では、美術45.3%、歴史的な建物や遺跡、名勝地（庭園など）の文化財29.6%、歴史・民俗博物館等22.7%  
 （H31文化に関する世論調査）

設置主体からの予算減  
 支出に対する収入が10%未満の博物館：54.3%  
 （H25総合調査）  
 文化芸術振興のための寄付をしたことがない人：76.9%（世論調査）

学芸員資格を持った常勤職員がいない館：35.3%  
 常勤学芸系職員のうち有期雇用：24%  
 収蔵品の資料目録の作成：56.9%  
 収蔵庫がほぼ満杯：57.2%  
 資料購入予算が0：60.5%  
 資料の修復が十分にできていない：63.4%  
 館全体で取り組む調査研究活動があった：26.8%

# 新たな博物館法制度が目指す「博物館の機能強化」のための好循環



# Museums as Cultural Hubs

地域の文化拠点(ハブ)として  
価値と魅力を社会に開き共有・共創する  
(わかち合う)

## 【近年のICOM大会テーマ】

2010年 中国・上海 Museums for Social Harmony

2013年 ブラジル・リオ Museum (Memory + Creativity) = Social Change

2016年 イタリア・ミラノ Museums and Cultural Landscapes

2019年 日本・京都 Museums as Cultural Hubs: The Future of Tradition

2022年 チェコ・プラハ The Power of Museums:

Museums have the power to transform the world around us

## ICOM approves a new museum definition(2022.8)

“A museum is a not-for-profit, permanent institution in the service of society that researches, collects, conserves, interprets and exhibits tangible and intangible heritage. **Open to the public, accessible and inclusive**, museums foster **diversity** and **sustainability**. They operate and communicate ethically, professionally and with the **participation of communities**, offering varied experiences for education, enjoyment, reflection and knowledge sharing.”

日本語仮訳(ICOM日本委員会)

「博物館は、社会に奉仕する非営利の常設機関であり、有形及び無形の遺産を研究、収集、保存、解釈し展示する。**一般に公開された、誰もが利用できる包摂的な博物館は、多様性と持続可能性を促進する。**倫理的かつ専門性をもって、**コミュニティの参加**とともにミュージアムは機能し、コミュニケーションを図り、教育、楽しみ、考察と知識の共有のための様々な体験を提供する。」



## About Museums

### IN THIS SECTION

[About Museums Home](#)

[COVID-19 Resources & Information for the Museum Field](#) ▾

[Find a Museum](#)

[Find Salary Information](#)

[Museum Facts & Data](#)

[Research and Reports](#)

[Resource Library](#)

[Starting a Museum](#)

## Museum Facts & Data

**Watch: [The World is Better Because of Museums](#)**



## **Museums and the COVID-19 Pandemic**

博物館と COVID-19 パンデミック

## **Museums Are Economic Engines (Pre-Pandemic data)**

博物館は経済の原動力である(パンデミック前のデータ)

## **Museums Are Community Anchors**

博物館はコミュニティのアンカーです

## **Museums Serve the Whole Public**

博物館は一般の人々に奉仕します

## **Museums Partner with Schools**

博物館は学校と提携

## **Museums Are Trusted**

博物館は信頼されている

## **Museums and Public Opinion**

博物館と世論

## **Museums Save Species**

博物館は種を救う

## **Museums Improve Public Health**

博物館は公衆衛生を改善します

## Museums Are Economic Engines (Pre-Pandemic data)

博物館は経済の原動力である(パンデミック前のデータ)

- Museums support over 726,000 American jobs.  
博物館は 726,000 人以上のアメリカ人の仕事をサポートしています。
- Museums contribute \$50 billion to the U.S. economy each year.  
博物館は毎年 500 億ドルを米国経済に貢献しています。
- Seventy-six percent of all U.S. leisure travelers participate in cultural or heritage activities such as visiting museums. These travelers spend 60 percent more money on average than other leisure travelers.  
米国のレジャー旅行者の 76%は、博物館への訪問などの文化的または遺産的活動に参加しています。これらの旅行者は、他のレジャー旅行者よりも平均して 60 パーセント多くのお金を費やしています。
- Museums and other nonprofit cultural organizations return more than \$5 in tax revenue for every \$1 they receive in funding from all levels of government.  
博物館やその他の非営利文化団体は、政府のすべてのレベルからの資金提供で受け取る 1 ドルごとに 5 ドル以上の税収を返します

## Museums Serve the Whole Public

### 博物館は一般の人々に奉仕します

- Museums also provide many social services, including programs for children on the autism spectrum, English as a Second Language classes, and programs for adults with Alzheimer's or other cognitive impairments.

博物館はまた、自閉症スペクトラムの子供向けのプログラム、第二言語としての英語のクラス、アルツハイマー病やその他の認知障害のある成人向けのプログラムなど、多くの社会サービスを提供しています。

- Museums are committed to ensuring that people of all backgrounds have access to high quality experiences in their institutions. In 2012, 37% of museums were free at all times or had suggested admission fees only; nearly all the rest offered discounts or free admission days.

博物館は、あらゆるバックグラウンドの人々が自分たちの施設で質の高い体験にアクセスできるようにすることに取り組んでいます。2012年には、博物館の37%が常に無料であるか、入場料のみを提案していました。残りのほとんどすべてが割引または無料入場日を提供しました。

## Museums Partner with Schools

### 博物館は学校と提携

- Museums spend over \$2 billion each year on education activities; the typical museum devotes three-quarters of its education budget to K-12 students.

博物館は毎年 20 億ドル以上を教育活動に費やしています。典型的な博物館は、教育予算の 4 分の 3 を幼稚園から高校までの生徒に充てています。

- Museums receive approximately 55 million visits each year from students in school groups.

博物館は、学校グループの学生から毎年約 5,500 万回の訪問を受けています。

## Museums Save Species

### 博物館は種を救う

- In 2020, accredited zoos and aquariums (museums with living collections) spent \$209 million on field conservation projects in 115 countries.

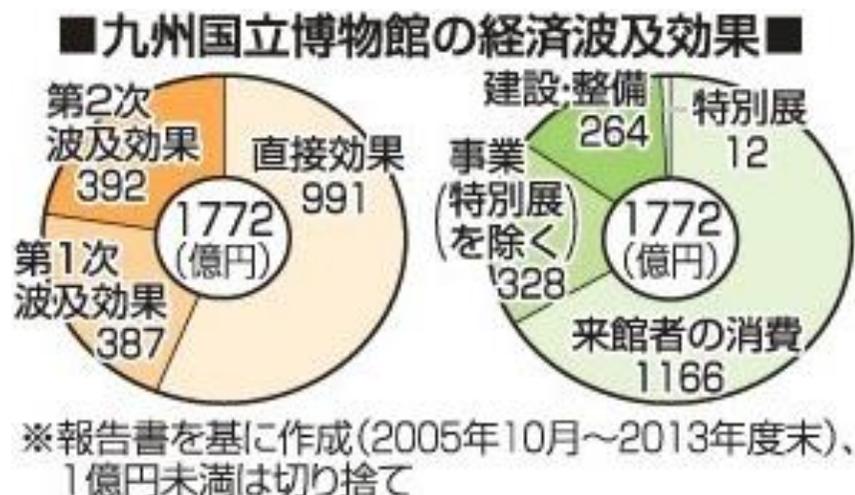
2020 年には、認定された動物園と水族館(生きたコレクションのある博物館)が 115 かの野外保護プロジェクトに 2 億 900 万ドルを費やしました。

## ■博物館の経済効果：

### ○九州国立博物館

(西日本新聞2015.10.10)

開館(2005.10)から2013年度末までの経済波及効果は約1772億円(建設整備費用は346億円)



### ○埼玉県鉄道博物館(観光経済新聞2010.1.5)

経済効果 年間112億円(埼玉りそな産業協力財団調べ)

### ○足利市立美術館の特別展(産経新聞2017.4.6)

「山姥切」展の経済効果4億円

## ■博物館の経済効果：

### ○滋賀県近代美術館 改修・新館計画

建設に際して経済波及効果を試算。波及効果倍率を1.42倍としている（運営段階の試算は1.46倍）

#### ①建設の初期投資による経済効果

「滋賀県経済波及効果分析ツール（建設）」（滋賀県総合政策部統計課、平成17年滋賀県産業連関表〔34部門〕に基づく）を用い、新生美術館の整備（新館整備、既存館改修）に係る投資額（およそ42億8,000万円）に伴う経済波及効果を推計した。

その結果、整備にかかる建設の初期投資に伴う経済波及効果は、1次、2次の波及効果を加えると、およそ60億7,000万円と推計され、波及効果倍率は1.42倍となった。また、整備にかかる建設の初期投資に伴う就業者誘発数は、420人と推計された。

※整備に係る投資額について、新館建設工事費は平均単価を使用した

#### ■建設初期投資による経済効果

	直接効果	第1次波及効果	第2次波及効果	合計（総合効果）
生産誘発額	4,280百万円	947百万円	842百万円	6,068百万円

	直接効果	第1次波及効果	第2次波及効果	合計（総合効果）
就業者誘発数	270人	95人	55人	420人

# 博物館関連予算

ご活用ください！

# 博物館関連支援予算(令和4年度予算案)一覧

## 1. 博物館機能強化推進事業 424百万円

### ① Innovate MUSEUM 事業 319百万円

これからの博物館が新たに求められる社会的・地域的な課題（人口減少、社会包摂等）への対応に関する先進的な取組みとして（1）地域課題対応事業、（2）ネットワークの形成による広域等課題対応事業を支援し、その内製化と横展開を目指す。

### ② 博物館の経営改善・機能強化の促進事業 105百万円

博物館法の改正による制度見直しを見据えて、国として実施する必要のある（1）新たな課題への対応のための組織改革の取組の促進、（2）新制度の実行のための体制整備 等について実施。

## 2. 文化拠点機能強化・文化観光推進プラン 2,164百万円

### ①文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業 2,070百万円

文化の振興、観光の振興、地域の活性化の好循環を生み出すことを目的とする「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」に基づく拠点計画及び地域計画の実施等のための事業について支援。

### ②博物館等の国際交流の促進事業 52百万円

海外博物館等との連携による双方の学芸員等による共同調査・研究やデジタルアーカイブやレプリカ等のコンテンツを活用した事業を展開し、事業の効果検証を通じて、持続的な国際モデルを構築。

## 3. 美術品DXによる管理適正化・市場活性化推進事業

我が国が誇る有力な美術品を「ナショナル・コレクション」として国内外に発信すべく、美術館・博物館における管理の徹底及び民間に所在する美術品の捕捉をDXを通して実現。 44百万円

## 3. 地域ゆかりの文化資産展示支援 1,440百万円の内数

文化庁や国立博物館等が所蔵する地域ゆかりの文化財の地方博物館での展示会を支援（日本博予算の一部を活用）。 ※国際観光旅客税予算を活用

## 4. 国民文化祭を契機とした三の丸尚蔵館の地方展開

「国民文化祭」開催地の博物館・美術館等において、三の丸尚蔵館収蔵品を中心とした国等有する貴重な文化財を紹介する展示会を開催するための費用（作品輸送、保険、リーフレット印刷）等を支援。 8百万円

## 5. 被災ミュージアム再興事業 245百万円

東日本大震災で被災した博物館資料の修理への支援

## 6. 国立アイヌ民族博物館の運営等 1,610百万円

令和2年7月に開館した国立アイヌ民族博物館（ウポポイ）の管理運営費を計上。年間来場者数100万人の達成を目標。アイヌ施策推進法に基づくアイヌ文化振興事業への支援。

## 7. 国立文化施設の機能強化・整備 20,288百万円の内数

独立行政法人国立科学博物館運営費交付金 2,546百万円

独立行政法人国立美術館運営費交付金 8,423百万円

独立行政法人国立美術館施設整備費 400百万円

独立行政法人国立文化財機構運営費交付金 8,918百万円の内数

## 背景・課題

令和4年4月、博物館法（昭和26年法律第285号）がおよそ70年ぶりに大幅に改正され、資料のデジタル・アーカイブ化などの博物館の新たな業務が付加されるとともに、地域の活力向上のために関係機関と連携することなど、博物館の新たな役割が規定されることとなった。新たな法の趣旨を実現するためには、博物館が資料のデジタル・アーカイブ化や自身のDXの取組を積極的に進めつつ、文化芸術の価値を活かしながら、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野において、中核としての役割を果たす存在となる必要がある。この観点から、特に、5年間の経過措置期間（令和9年度まで）を集中期間として、博物館の資金・人材・施設等の基盤を強化し、特色ある取組を全国各地で推進する。 ※博物館には、美術館、科学館、動物園、水族館等が含まれる。

## 事業内容

法改正を踏まえ、博物館のデジタル・アーカイブ化の取組や地域に貢献する特色ある取組を支援するとともに、新たな制度が効果的に運用されるような基盤の整備を図る。

### (1) Innovate MUSEUM事業（拡充）

#### ① Museum DXの推進（新規）令和5年度要望額：1,006百万円

博物館資料のデジタル・アーカイブ化とその公開・発信や、博物館における業務のDX化に効果的に取り組む館の事業を支援し、デジタル化されたデータの活用や業務フローの効率化を図る。

- 件数・単価：50件× 20百万円
- 事業期間：令和5年度～

#### ② 特色ある博物館の取組支援 令和5年度要求・要望額：300百万円

これからの博物館が新たに求められる社会的・地域的な課題（地方創生、都市再生、人口減少、社会包摂等）への対応に先進的に取り組む事業を支援し、その内製化と横展開を目指す。

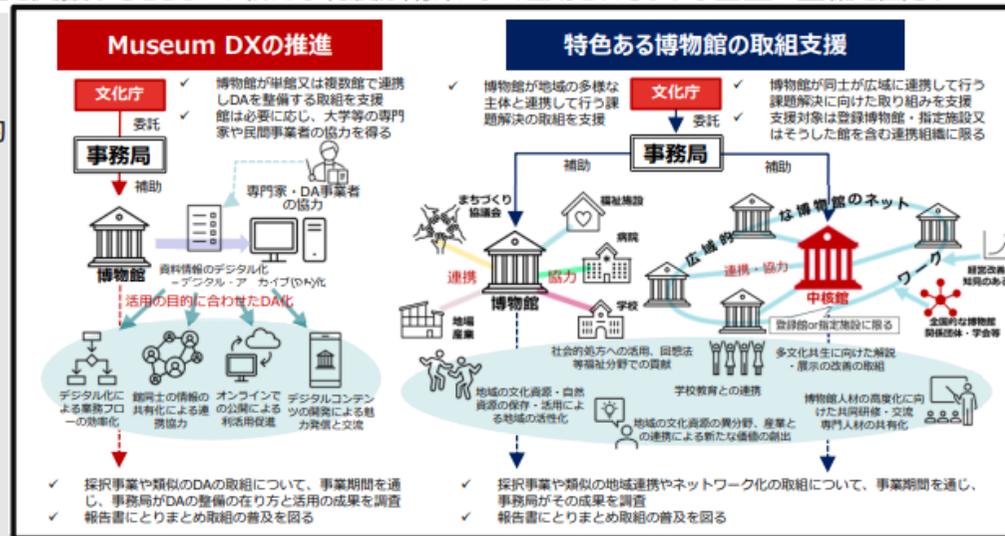
- 件数・単価：①単館型 25件× 4百万円  
②ネットワーク型 10件× 20百万円
  - 事業期間：令和4年度～
- ※令和4年度事業で支援を受けた課題についても、事業成果を審査の上で継続を認める

### (2) 新制度におけるミュージアム応援事業（拡充）

博物館法の改正を踏まえて、①新たな登録制度の価値を高めるための積極的なプロモーション、②博物館活動の質を高めるための体制整備など、博物館の活動を後押しする基盤を構築する。

- 件数・単価：①新たな登録制度の価値を高めるための積極的なプロモーション 4件× 10百万円（ポータルサイト運営及びロゴ等を活用した登録の知名度・信用度向上等）  
②博物館活動の質を高めるための体制整備 1件× 26百万円（新制度に伴う相談業務等）  
③博物館人材養成・質の向上に資する研修等の実施（学芸員の在外派遣、海外キュレーターの招へい方策の検討等） 他

事業期間：令和4年度～



### アウトプット(活動目標)

- 支援した博物館による課題解決や博物館の新たな価値創出の取組の数

令和4年	令和5年	令和6年
50	85	85

- 博物館人材養成・質の向上に資する研修等に参加する数

令和4年	令和5年	令和6年
430	430	430

### アウトカム(成果目標)

初期（令和7年頃）  
事業による取組への支援と横展開、博物館職員への研修を通じ、地域の主体や博物館同士の連携による課題解決や価値創出に取り組む博物館が増加。（達成度50%）  
中期（令和10年頃）  
登録博物館及び指定施設での取組の浸透。（達成度100%）  
長期（令和15年頃）  
登録・指定館が増加するとともに取組がさらに多くの館園に広がる。

### インパクト(国民・社会への影響)

博物館界全体に、課題解決に向けた地域等との連携や新たな価値創出の取組が浸透することで広く国民に博物館の社会的価値が認知される、

博物館への官民からの更なる支援につながり、博物館の活動基盤が強化されることで、博物館がより充実したサービスを国民に提供し、もって国民の教養や創造活動に資することができるようになる「好循環」が形成される。

## ○和歌山県立博物館（登録博物館）

### 3Dプリンター製「お身代わり仏像」を活用した文化財保存

和歌山県では高齢化・過疎化に伴う文化財の盗難被害の多発と南海トラフ地震等の防災対策として、博物館が県立工業高校・大学と連携して、3Dプリンター製レプリカを作成し、身代わり仏像として奉納する取組を実践しました。



新たな技術を活用した文化財保護と社会課題への対応

文化財の新たな保存管理・地域の魅力の発掘・発信

## ○愛媛県美術館（登録博物館）

### 「教える」から「引き出す」へーえひめ「対話型授業」プロジェクト

「主体的・対話的で深い学び」いわゆるアクティブ・ラーニングを博物館・美術館が中心となり、小中学校のあらゆる授業で根付かせる実践を行いました。教員に実践は継承され、子供達は対話を通して理解を深め主体的学びが広がっています。



博物館の強みを活かした人材育成事業

学校教育との連携によるアウトリーチ活動・人材育成

## ○アーツ前橋（博物館相当施設）

### 社会包摂によるコミュニティ再生事業

不登校や引きこもりの経験がある若者にアーティストと交流する「場」を与えて、作品制作活動を通じて社会とのつながりの助けになる取組を実施しました。また、人混みが苦手な彼らのために休館日に展覧会を開放する「ゆったりアーツ」も実施しています。



拠点としての孤独・孤立対策

多様な対象者への芸術活動支援・鑑賞活動支援等

## ○兵庫県陶芸美術館（博物館相当施設）

### 丹波焼の里の新たな挑戦～地域ぐるみで創る里の魅力～

指定民俗文化財の「丹波焼最古の登窯」の修復・復元事業を、地域市民や全国からのボランティアと協力して行い、丹波焼や焼き物の里の応援団・理解者を増やす取組です。



市民をまきこんだ地域振興・産業振興

地域に存する文化財や文化・自然資源を活用した地域共働活動